

産業廃棄物処分業許可申請書

令和 3年 11月 30日

(宛先)

埼玉県知事



申請者 〒358-0033

住所 埼玉県入間市狭山台四丁目16番地10

氏名 入間緑化開発有限会社

取締役 八ツ田 淳

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 04-2935-0906

担当者名 管理部 石野 江利

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）</p>	<p>(区分)：中間処理業 (廃棄物の種類) 破砕施設：廃プラスチック類（硬質系のものに限る。）、木くず（付着物のない角材、梱包材に限る。）、金属くず 破砕・減容施設：廃プラスチック類（付着物のない硬質系の非塩ビ製品で30mmを超えるもの及び廃畳に限る。）、紙くず（付着物のある30mmを超えるもの及び廃畳に限る。）、木くず（付着物のない30mmを超えるもの及び廃畳に限る。角材、梱包材を除く。）、繊維くず（付着物のある30mmを超えるもの及び廃畳に限る。）、 圧縮減容施設：廃プラスチック類（付着物のない硬質系の非塩ビ製品で30mm以下のものに限る。）、紙くず（付着物のある30mm以下のものに限る。）、木くず（付着物のない30mm以下のものに限る。角材、梱包材を除く。）、繊維くず（付着物のある30mm以下のものに限る。）、 圧縮梱包施設：廃プラスチック類（軟質系のものに限る。）、紙くず（付着物のないものに限る。）、繊維くず（付着物のないものに限る。）</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 〒358-0033 埼玉県入間市狭山台四丁目16番地10 電話番号04-2935-0906 事業場 〒 同上 電話番号</p>
<p>事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）</p>	<p>別紙1のとおり</p>
<p>保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>別紙2のとおり</p>
<p>事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要</p>	
<p>※事務処理欄</p>	